

令和8年度 第6回人事委員会議事録

一 日 時 令和8年7月13日（月） 午前10時から11時まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

三 出席者

1 人事委員	委 員 長	中 本 久美子			
	委 員	細 田 耕 治			
	委 員	中 島 諒 人			
2 事務局職員	事 務 局 長	丸 山 真 治	次長兼給与課長	灘 尾 幸 三	
	任 用 課 長	湯ノ口 修	係 長	安 藤 美奈子	
	係 長	尾 崎 結 子	係 長	前 田 智 大	
	主 事	玉 手 満太郎	主 事	蓮 佛 藍 子	
3 傍聴者	なし				

四 議 題

議案第1号 選考により採用する職に係る承認について（知的障がい者）
議案第2号 職員の職務に専念する義務の免除について
議案第3号 解雇予告除外認定について
議案第4号 令和8年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象：春試験）の採用候補者の決定について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号及び議案第2号は公開、議案第3号及び議案第4号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

選考により採用する職に係る承認について（知的障がい者）、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から下記のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

記

1 採用予定者数

2名（事務（Aコース）1名、事務（Bコース）1名）

2 採用予定時期

令和9年4月1日

3 配属先及び職務内容

（1）配属先

採用候補者の個々の適性等を考慮して決定

（2）職務内容

会計事務（収入・支出事務）、物品の出納・保管事務、施設・設備の維持管理・環境整備、文書の収発・管理、簿冊の管理、ホームページの保守管理、データ入力・集計、資料印刷・製本 等

4 選考により採用しなければならない理由

本県では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、障がい者の雇用の促進を図ることとしている。

さらなる障がい者雇用の促進を図る観点から、対象を知的障がい者（特別支援学校高等部（知的障がい）卒業者を含む。）とする試験であり、全ての国民を対象に募集を行う競争試験にはなじまないと考えられることから、選考による採用とするもの。

また、障がいの特性から、実務への適性等、きめ細かな能力実証を行う必要があることから、任命権者において選考試験を実施するもの。

5 能力実証の方法等

（１）受験資格

①年齢要件

平成3年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた人（18～35歳）

②対象者

コースごとに、次のいずれかに該当する人

職種		要件
事務	Aコース	・都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人 ・知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医によって知的障がい者であると判定された人
	Bコース	・学校教育法（昭和22年法律第26号）による特別支援学校の高等部（知的障害）を卒業した人又は令和9年3月31日までに卒業する見込みの人

（２）能力実証の方法

【1次試験】

○筆記試験 公務員として必要な一般的な知識及び知能（社会・人文・自然に関する知識、文章理解・判断推理・数的推理・資料解釈等の能力）についての筆記試験

○適性検査 職務遂行に関する適性についての検査

【2次試験】

○人物試験 人物、作業能率（集計作業、資料整理などの職務内容に係る実技）、理解力及びコミュニケーション力についての個別面接

6 試験実施スケジュール（予定）

7月17日（金） 募集開始
9月11日（金） 募集締切
9月26日（土） 第1次試験
10月中旬 第2次試験
10月下旬 採用候補者発表

7 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

【質疑等】

委員：「知的障がいのある方を採用する＝数値化できる能力が一般の方より低い」という前提での試験だと思うが、1次試験では数値化できる基準（筆記試験等）で判断するということか。それとも他に何か普通の試験と違って見るところがあるのか。

事務局：1次試験は数値化できるものだが、2次試験は、人物試験と職場での作業ができるか等を確認する内容となっている。

委員：2次試験では専門家の方を交えながら、実際に勤務できる能力があるのかをかなり丁寧に見るので、採用がゼロの年も多かった記憶。

委員：私も職務上知的障がい者の方と関わる機会があるので、（採用・能力実証等）なかなか難しい話だと理解している。この採用枠は昔からあるのか。

事務局：平成27、8年頃に全国で初めての取り組みということで始めたもの。

委員：グレーゾーンの方が手帳を取って受験をした例もあるし、鳥取方式短時間勤務の枠ができたことにより、一般の採用枠では働きにくい方にも門戸を開くものとなっていると感じている。

◇議案第2号

職員の職務に専念する義務の免除について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

鳥取県教育委員会から職員の職務に専念する義務の免除について下記のとおり申請があり、適当と認められるので下記のとおり承認する。

記

1 職員の職務に専念する義務の免除の内容

職員が「第15回世界デフゴルフ選手権大会」に日本代表の選手として出場する場合

- (1) 対象職員 鳥取県立鳥取豊学校 教諭 前島 博之
- (2) 免除期間 派遣期間（令和8年8月2日から8月16日まで）のうち勤務を要する日
- (3) 根拠規定

○職務に専念する義務の特例に関する条例

（職務に専念する義務の免除）

第2条 職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除く外、人事委員会が定める場合

○職務に専念する義務の特例に関する規則

（義務免除）

第2条 条例第2条第3号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。

(14) 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める場合	その都度必要と認める期間
----------------------------------	--------------

(4) 承認する理由

- ・職員が日本代表選手として世界トップレベルの大会に参加することは、本人はもとより本県の競技レベルの向上、障がい者スポーツの振興に資すると考えられること。
- ・過去の類似の事例における承認の基本的な考え方は、①国際大会へ出場する場合、②国際大会への参加がほぼ確実な職員がその予選大会に参加する場合（事前合宿も含む）であり、本件は①に該当していること。
- ・平成25年・29年・令和7年の夏季デフリンピック、平成24年・28年の世界ろう者陸上競技選手権大会、令和4年・6年の世界デフゴルフ選手権大会に当該職員が日本代表選手として出場した際にも職務に専念する義務の免除を承認していること。

2 当委員会の判断

申請理由は妥当と考えられることから、承認することが適当である。

3 承認日 議決日

4 鳥取県教育委員会からの申請文及び回答文案 別添のとおり

◇議案第3号

解雇予告除外認定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第4号

令和8年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象：春試験）の採用候補者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

六 次回人事委員会の開催

令和8年8月6日（木）午前10時00分から開催することとした。